

日本映画大学の授業料等その他の費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本映画大学学則（以下「学則」という。）第52条及び第60条の規定に基づき、日本映画大学（以下「本学」という。）の授業料及びその他の費用について必要な事項を定める。

(授業料等)

- 第2条 この規程において「授業料等」とは、別表1に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費をいい、「学費」とは、授業料、施設設備費、実習費をいう。
- 2 日本映画学校の卒業生及び学校推薦型選抜指定校の入学者の入学金については、免除する。
 - 3 同一年度において、再受験又は併願等により複数回受験しようとする者の入学検定料は、別表1のとおりとする。

(その他の費用)

第3条 この規程において「その他の費用」とは、別表2に定める諸手続き費用及び証明書等発行手数料をいう。

(在籍料)

第4条 この規程において「在籍料」とは、別表3に定める休学在籍料をいう。

(留年生の学費)

- 第5条 4年次生で卒業要件単位を修得できずに留年となった学生（休学によって留年した学生を除く。以下「留年生」という。）の学費は、別表1のとおりとする。
- 2 授業料は、1単位当たりの額を乗じた額とし、授業料の年額を超えないものとする。
 - 3 施設設備費は年額とし、前期又は後期のみの履修であっても同額とする。
 - 4 実習費は徴収しない。

(編入学、転入学及び再入学の学費)

第6条 学則第18条、第19条及び第20条の規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の入学金及び学費は別表1のとおりとし、当該年度の入学者に適用される額と同額とする。

(科目等履修生、特別聴講学生及び研究生の学費)

第7条 学則第48条、第49条又は第50条の規定により、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生として入学を許可された者の学費は、別表1のとおりとする。

(休学中の学費)

第8条 学則第37条の規定により休学を許可された者は、当該学期に係る学費について、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその休学期間中に係る学費を免除する。ただし、別表3に定める休学在籍料及び別表1に定める当該休学期間の学期に係る施設設備費を納入しなければならない。

(復学の学費)

第9条 学則第39条の規定により復学を許可された者は、復学した月から次の期前までの学費を納入しなければならない。

(停学中の学費)

第10条 学則第66条第2項の規定により、停学処分を受けた者は、停学期間中であっても学費を納入しなければならない。

(退学者の学費)

第11条 年度途中で退学する者は、当該学期分の学費を納入しなければならない。

2 退学を許可された者のうち、退学許可日の属する学期の翌学期分の学費を納入している場合は、これを返還する。

(留学の場合の学費)

第12条 学則第42条の規定により留学を許可された者の学費は、留学期間中の授業料を納入しなければならない。ただし、実習費及び施設設備費は免除する。

(納入期限)

第13条 学費は次の期限までに納入しなければならない。ただし、前期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。

前期分3月31日 後期分9月30日

2 新入学生（編入学生、転入学生、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を含む。）の入学時における学費は、前項の規定にかかわらず、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 留年生の学費は、第1項の規定にかかわらず、学費年額を5月15日までに納入しなければならない。ただし、後期に追加登録分が生じた場合は、10月25日までに納入しなければならない。

- 4 その他の費用については、必要とする都度納入しなければならない。
- 5 休学中にかかる在籍料等は、休学を開始する月の末日までに納入しなければならない。
- 6 国による修学支援新制度対象者の学費は、第1項の規定にかかわらず、別に定める期日までに納入しなければならない。
- 7 納入期限が休日のときは、その翌日を納入期限とする。

(延納・分納)

第14条 やむを得ない事情により、所定の期限までに学費等を納入できない者は、延納又は分納とすることができる。

- 2 延納又は分納を希望する者は、次の期限までに所定の願出書を保証人連署のうえ提出し、学長の許可を受けなければならない。

前期分 3月15日 後期分 9月15日

- 3 延納を許可された場合の納入期限は、次のとおりとする。

前期分 6月15日 後期分 12月15日

- 4 分納を許可された場合の納入期限は、原則として次のとおりとする。ただし、留年生は2回目及び3回目とする。

	1回目	2回目	3回目
前期分	5月15日	6月15日	7月15日
後期分	10月25日	12月15日	1月15日

- 5 分納を許可された場合の納入額は、原則として1回目に学費の半額以上を納入するものとする。

(納入方法)

第15条 学費は、原則として所定の納入用紙により、本学指定の金融機関に開設された本学口座に納入しなければならない。

(除籍)

第16条 学費を所定の納入期限までに納入せず、督促してもなお納入しない者は、学則第43条の規定に基づき、次に掲げる期日をもって除籍する。

前期分 7月31日 後期分 1月31日

- 2 未納分の学費は、学則第58条の規定に基づき免除する。
- 3 学長が特別の事情があると認めた場合は、教授会の意見を聴いて、学長は除籍を取り消すことができる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 日本映画大学学費等の納入に関する規程（平成23年4月1日制定）は廃止する。

附則

この規程は、平成27年1月22日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前において、第2条第2項第1号前段の規定により算定された授業料が、ただし書きの規定を超える場合は、ただし書きの規程を（遡及して）適用する。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条別表1の実習費、外国人留学生選抜受験者の入学検定料及び休学許可者の施設設備費並びに第4条別表第3の休学在籍料及び第8条の施設設備費については、令和9年度入学生から適用する。

別表1 授業料等

令和9年度以降入学生

(単位：円)

		学部生				科目等履 修生	特別聴講 生	研究生
		右以外	編入学 転入学	再入学	留年生			
入学検定料		35,000 (同一年度の2回目以降は 10,000円)		—	30,000			
		45,000 (外国人留学生選抜受験者)						
入学金		300,000 (学校推薦型選抜指定 校受験者は免除)	150,000	—	50,000			
学費 (年額)	授業料	1,000,000		33,000 (1単位当たり)		600,000 (研究指導料)		
	施設設備費	400,000 (休学許可者 67,000 (半期分))		100,000	—	—	—	
	実習費	200,000	—	—	23,500 (1科目当たり)		<u>46,000</u>	

	計	1,600,000	—	—	—
--	---	-----------	---	---	---

* 実習を行う科目を履修する場合は、実習費を徴収する

** 本学卒業者は半額とする。

令和8年度以前入学生

(単位：円)

		学部生				科目等履 修生	特別聴講 生	研究生
		右以外	編入学 転入学	再入学	留年生			
入学検定料		35,000 (同一年度の2回目以降は 10,000円)			—	30,000		
入学金		300,000 (学校推薦型選抜指定 校受験者は免除)	150,000	—	50,000			
学費 (年額)	授業料	1,000,000			33,000 (1単位当たり)		600,000 (研究指導料)*	
	施設設備費	400,000			100,000	—	—	—
	実習費	180,000			—	22,500 (1科目当たり)**		45,000
	計	1,580,000			—	—	—	

* 本学卒業者は半額とする。

** 実習を行う科目を履修する場合は、実習費を徴収する

別表2 その他の費用

令和8年4月1日以降

(単位：円)

費目	種類	金額		備考
諸手続費用	追試験料	1,100		1科目あたり
	再試験料	3,100		
	学生証再交付料	3,100		
	仮学生証交付料	300		
証明書等発行手数料		邦文	英文	
	卒業(見込)証明書	300	500	
	学業成績証明書	400	700	
	単位取得証明書	300	500	

	在学証明書	300	500	在学生
	在籍証明書	300	500	卒業生・退学者
	健康診断書(写)	300	—	
	その他証明書	300	500	

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費目	種類	金額		備考
諸手続費用	追試験料	1,000		1科目あたり
	再試験料	3,000		
	学生証再交付料	3,000		
	仮学生証交付料	200		
証明書等発行手数料		邦文	英文	
	卒業（見込）証明書	200	400	
	学業成績証明書	300	600	
	単位取得証明書	200	400	
	在学証明書	200	400	在学生のみ
	在籍証明書	200	400	卒業生・退学者
	健康診断書(写)	200	—	
	資格取得見込証明書	200	400	
その他証明書	200	400		

別表3 在籍料

令和9年度以降入学生

(単位：円)

種類	金額	備考
休学在籍料	60,000	当該学期分

令和8年度以前入学生

(単位：円)

種類	金額	備考
休学在籍料	50,000	当該学期分